令和６(2024)年度
国立市行政経営方針

令和５（2023）年８月

国　　立　　市

目次

第１　行政経営方針の位置づけ　１

第２　現状と課題　１

■社会情勢

1 新型コロナウイルス感染症
2 物価高騰

■経済状況等

1 日本の経済状況
2 政府動向
3 多摩地域と国立市の経済状況等

■国立市行政経営を取り巻く環境

1 人口動態
2 市民生活等
3 行政経営上の課題
4 財政運営上の課題

第３　財政状況（令和４（2022）年度決算の概況）　７

■決算の概況

第４　令和６（2024）年度重点施策の考え方　８

■施策推進に当たっての基本的な考え方

■社会情勢の変化への対応

■行政評価に基づく施策の分類

■令和６（2024）年度行政経営方針のイメージ

第５　令和６（2024）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性　１１

■各施策の方向性

(1)　優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）
(2)　成果の向上を目指す施策
(3)　現在の成果水準を維持すべき施策

(4)　市政の推進を支える施策

第６　令和６（2024）～令和９（2027）年度実施計画の策定について　　２６

【参考資料】

図１　決算額の推移（一般会計）
図２　経常収支比率の推移
図３　地方債残高の推移
図４　基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第１　行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価の結果を踏まえつつ、社会状況やこれまでの市の取組状況を加味し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示すものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、現時点での社会的ニーズ、国や都の動向等を考慮し、施策の優先順位を示すとともに、令和６（2024）年度予算編成方針及び令和６～９（2024～2027）年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第２　現状と課題

■社会情勢

(1) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、日本国内において令和２（2020）年１月に感染者が初めて確認されて以降、感染の拡大と縮小を繰り返してきたが、令和３（2021）年５月からワクチン接種が開始され、現在は経口薬を含めた治療薬が承認されている。

令和５（2023）年５月８日には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる２類相当)」から「5類感染症」に変更された。「5類感染症」への移行後は全国的に感染が拡大する傾向にあるものの、社会経済活動は平時と同様になっている。

(2) 物価高騰

令和４（2022）年２月のロシアによるウクライナ侵攻から始まった原油や原材料価格の高騰は、急激な物価上昇を招き、令和５（2023）年も物価は引き続き上昇している。令和５（2023）年６月の消費者物価指数は、天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数が前年同月比で3.3%上回り、令和２（2020）年を100とした「生鮮食品を除く総合指数」は105.0となっている。ここ１年間は一貫して前年同月と比べプラスで推移している状況である。

なお、日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2023年７月)」では、物価の先行きについては、「消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、既往の輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響が減衰していくもとでプラス幅を縮小したあと、マクロ的な需給ギャップが改善し、企業の賃金・価格設定行動などの変化を伴う形で中長期的な予

想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくもとで、再びプラス幅を緩やかに拡大していくとみられる。」としている。

(3) 地政学的リスク

ウクライナ情勢をはじめとする地政学的な要因により、輸入コストの増加を通じて経済への下押し影響が大きくなる可能性がある。また、半導体等の供給制約が徐々に緩和してきているものの、地政学的なリスクとして引き続きサプライチェーンが不安定化する可能性もある。

■経済状況等

1 日本の経済状況

(1) 景気判断

我が国の景気は、「緩やかに回復している」と基調判断されている（月例経済報告 令和5年7月 内閣府）。その理由として、個人消費、設備投資及び企業の業況判断は持ち直しており、輸出は底堅い動き、生産は持ち直しの兆しみられることが挙げられる。

なお、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

(2) 雇用情勢

民間の求人動向が持ち直しているなど就業率に改善の動きが見られるほか、現金給与総額が緩やかに増加している。こうした状況を踏まえて、雇用情勢は改善の動きがみられると示されており、先行きについては、改善していくことが期待される。

(3) 経済情勢

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2023年7月）」によれば、基本的見解《概要》として「日本経済の先行きを展望すると、当面は、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、ペントアップ需要の顕在化などに支えられて、緩やかな回復を続けるとみられる。その後は、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まるもとで、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。」としている。

リスク要因としては、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性はきわめて高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を十分注視する必要がある」と示されている。

２ 政府動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」を令和５（2023）年６月に閣議決定した。

(1)本基本方針 2023 の考え方

「我が国は内外の歴史的・構造的な変化に直面して」おり、「こうした「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなければならない」との現状認識が示されている。その上で、「新しい資本主義」を通じて「成長と分配の好循環」を成し遂げ、少子化傾向を反転させるとしている。なお、本基本方針では、

・「内外の環境変化に対応したマクロ経済運営の基本的考え方を示すとともに、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組や、ＧＸ・ＤＸ、スタートアップ推進や新たな産業構造への転換など、官と民が連携した投資の拡大と経済社会改革の実行に向けた基本方針を示す」
・「少子化のトレンドを反転させるべく、こども・子育て政策の抜本的強化に向けた道筋を示す。あわせて多様性が尊重され全ての人が力を発揮できる包摂的な社会や地域の中小企業の活力を引き出し特色ある地方創生を実現するための方針を示す」
・「G7 広島サミットの成果も踏まえた戦略的な外交・食料安全保障についての方針を示すとともに、自然災害から国民を守る防災・減災、国土強靭化の推進、東日本大震災からの復興、国民生活の安心・安全に向けた方針を示す」としている。

(2)当面の経済財政運営と令和６年度予算編成に向けた考え方

当面の財政運営については、「足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続定な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進める」としている。

令和 6 年度予算編成に向けた考え方は、「持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく」とともに、「構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする」としている。

３ 多摩地域と国立市の経済状況等

(1) 多摩地域の状況

多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい 第105号 2023年8月号」（季刊）によると、6 月期の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断について

は、全ての業種で改善しており、全業種の業況判断は前期より 12 ポイントの増で、2019 年 9 月期以来およそ 4 年ぶりにプラスとなった。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが 5 類へ移行したことなどを背景に、経済活動の正常化に向けた動きが進展したことで、景況感は大きく改善した。なお、来期（9 月期）の全業種業況判断は今期より 4 ポイントの増となり、引き続きプラス圏のまま推移するとの見通しが示されている。

(2) 国立市内の状況

国立市内においては、令和 4（2022）年後半から感染状況を考慮しつつ、徐々に各種イベントが再開され、多くの人で賑わう様子が見受けられる。新型コロナウイルス感染症が令和 5（2023）年 5 月に「5 類感染症」へと移行し、様々な活動が以前と同様に実施されるようになっており、まちの賑わいの回復が期待されている。

一方、コロナ禍において中小企業の資金繰りを支えてきた実質無利子・無担保融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」が令和 5（2023）年以降に返済を迎えることとなる。全国的に見ると、原材料やエネルギー価格の上昇に加え、人手不足による人件費の高騰などもあり、「ゼロゼロ融資」利用後の倒産件数が増加傾向にある。

■国立市行政経営を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 国立市の人口動態

令和 5（2023）年 8 月 1 日現在の本市の人口は 76,030 人（前年同月比△354 人）であり、横ばいから微減の傾向となっている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」においては、当市の人口は 2030 年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2045 年において対 2015 年比 98.5％という総人口指数が示されている。また、令和元（2019）年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく独自推計では、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年頃がピークとなり、その後ゆるやかに減少すると推計されている。どちらの推計においても、人口構成の面では少子高齢化を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増えると見込まれている。

(2) 東京都の人口動態

東京都の総人口は、令和 4（2022）年中に 46,732 人（0.33％）増加しているが、日本人人口は 16,499 人の減少となった。地域別に見ると、区部は 46,339 人（0.48％）の増加、市郡部は 775 人（0.02％）の増加となっており、再び都心回帰の傾向が強まっている。人口増加率の上位 5 地域はすべて区部が占めている。

２ 市民生活等

(1) 課税状況

国立市の納税義務者数は引き続き増加しており、令和５（2023）年７月１日現在で41,448人であり、過去最多であった対前年同日比＋319人と毎年度増加を続けている状況である。これは、定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測される。

ふるさと納税による税控除額は拡大を続けているが、納税義務者数及び給与所得の増加によって、令和４（2022）年度の個人市民税は対前年度に比べ約２億7,700 万円増の73 億4,429 万円となった。

(2) 雇用環境

完全失業率は、令和５（2023）年６月現在、全国で2.5％と前年同月比で0.1ポイントの減少となっており、小幅に増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移している。また、厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査 令和５年６月分結果速報」によると、現金給与総額は462,040円で前年同月比2.3％の増となっており、増加傾向となっている。政府は、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現を目指しており、今後も同様の傾向が続くと推測されるが、経済情勢によっては大きく変化する可能性もある。

３ 行政経営上の課題

(1) 子育ち・子育て支援

令和４（2022）年度の国立市における出生数は438人となり、コロナ禍により減少した出生数は横ばいである。日本が成熟社会となりつつあるなか、将来を担う子どもたちが健やかに成長し、豊かな教育が保障される環境を整えていくことが必要となっている。これまでも妊娠前からの切れ目のない支援を進めるとともに、「非認知能力」の向上の視点から子どもの力を伸ばす施策を推進し、「フルインクルーシブ教育」の実現を目指して取り組んできた。引き続き、国や都の動向を注視しつつも、子育ち・子育て環境の充実に向けて取り組みを強化していかなければならない。

(2) 健康まちづくりの推進

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題が目前に迫り、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題に向けても対策が求められている。医療費や介護保険料など市民の負担が増加する可能性があるほか、財政運営への影響や支援の担い手が不足していく状況も考えられることから、この間取り組んできた地域包括ケアのまちづくりの経験を踏まえ、「健康・医療・福祉のまちづくり」の実現を目指し、ハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」を推進していかなければならない。

(3)地球温暖化への対応

世界規模での気候変動は深刻さを増しており、平均気温の上昇や海面水位の上昇などが観測されている。日本においても、気候変動を要因として甚大な被害を及ぼす風水害が増加している。

国立市では、令和3（2021）年に2050年までに「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを表明した。令和4（2022）年度には、「国立市ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ」を策定し、現在、「国立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「地域気候変動適応計画」の策定を進めている。豊かで暮らしやすい社会を目指し、ゼロカーボンシティの実現に取り組んでいく必要がある。

４ 財政運営上の課題

令和4（2022）年度決算では、経常収支比率が99.1と前年度に比べ1.7ポイント増加している。その要因としては、地方税の増等により分母となる経常一般財源が増加したものの、扶助費の増等により分子となる経常的経費充当一般財源の伸びが大きかったことによる。今後は、引き続き扶助費が大きく増加していく傾向であるほか、食育推進・給食ステーションの施設取得や第二小学校改築工事による公債費の増加も見込まれる。また、全国的な賃上げ動向や法改正による人件費の増加、物価上昇による物件費の増加も予想されることから、市税をはじめとする自主財源を確保していくとともに、状況によっては事業のスクラップだけでなく一時的な縮小や休止も含めて歳入歳出の均衡を図る必要がある。

第３　財政状況（令和４（2022）年度決算の概況）

■決算の概況

国立市の令和４（2022）年度決算額（普通会計）は、物価高騰対策や少子高齢化の進展に伴う扶助費の増などにより、歳入360億１千４百万円、歳出352億１千８百万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模であった令和２（2020）年度に次ぐ規模となった。

基金は、積立額が10億５千万円だったのに対し、取崩額が７億４千８百万円だったことから、基金残高は前年度に比べ３億２百万円増の69億７千７百万円となった。また、地方債は、元金償還額が17億２千２百万円だったのに対し、新規借入額が11億７千５百万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ５億４千７百万円減の109億８千５百万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は99.1％と、前年度の97.4％に比べ1.7ポイント悪化した。その要因は、分母（経常一般財源）が市税の増等により２億９百万円の増だったのに対し、分子（経常的経費充当一般財源）が扶助費の伸び等により５億１百万円の増となり、結果的に分子の増が分母の増を上回ったことによる。

そのほか、令和４(2022)年度決算の特徴としては、市税等の伸びはあったものの、それを上回る人件費、扶助費及び公債費等に要する一般財源の増に対応するため、財政調整基金を６億円取り崩したことが挙げられる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、令和４（2022）年度決算では給与所得の増による市民税の増、開発等による固定資産税の増があったものの、ふるさと納税による財源流出が多額にのぼることや昨今の円安や物価高騰、複雑化する国際関係の影響により国内外の経済活動の先行きが不透明であることなどから、税収増の基調が継続するか注視する必要がある。一方、歳出については、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定されている。更に、国立第二小学校の建替え、国立駅南口子育ち・子育て応援施設の新設などの大規模事業も控えており、国が実現を目指している「次元の異なる少子化対策」に要する経費の増も見込まれるため一層厳しい財政運営が予想される。持続可能な行政運営のため、また国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、事業実施に際しては、経済動向等を注視したうえでその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

第４　令和６（2024）年度重点施策の考え方

■施策推進に当たっての基本的な考え方

第５期基本構想第２次基本計画に定める 29 の基本施策を着実に推進する。施策の推進に当たり、基本構想に掲げる基本理念「人間を大切にする」及びソーシャル・インクルージョンの理念の下、効果的に資源を活用し、最小の経費で最大の成果を挙げるよう努力する。

■社会経済状況の変化への対応

社会経済状況の変化は目まぐるしく、そのような中でも市民生活を豊かにするため、行政需要を的確に把握し、対応していく必要がある。そのため、第５期基本構想第２次基本計画に定めのない事項についても、本方針に掲げる方向性に基づき、必要な取組を行うものとする。

■行政評価と社会的ニーズに基づく施策の分類

令和６（2024）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの３つの区分に分類した。また、市政の根幹をなす施策や、行政組織の内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向上させるため、厳しい財政状況において施策内の事務事業を見直す前提で、コストの増加を抑えつつ他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコ

ストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一定の水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、そのすべての基礎となる人権・平和を大切にし、性別・性的指向・性自認にかかわらず誰もが暮らしやすいまちづくりの推進や、行政組織運営において必要不可欠である財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の市政全体を支える基盤となる分野の施策

令和6(2024)年度　基本施策の方向性

(1)重点施策（積極的に投資する分野）

- 子ども
- 健康･医療
- 学校教育
- 環境
- まちづくり
  - 国立駅周辺
  - 富士見台地域
  - 南部地域

(2)成果の向上を目指す分野

- 文化･芸術
- コミュニティ支援
- 下水道
- 商工観光
- 地域福祉
- 水路
- しょうがいしゃ支援
- 公園･緑化

(3)現在の成果水準を維持する分野

- 社会教育
- 高齢者支援
- 道路
- スポーツ
- 交通
- 防災
- ごみ対策
- 都市計画
- 防犯
- 空き家対策
- 農業

(4)市政の推進を支える分野（持続可能なまち）

- 人権･平和
- 行政改革
- 人事
- 法務
- 公共施設マネジメント
- 男女平等
- 情報発信
- 財政
- DX

第５　令和６（2024）年度の各施策の方向性

■各施策の方向性

(1)優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）
3.安心して産み育てられる子育て支援
4.すべての子どもが自分らしく生きられる子育ち支援
5.学校教育の充実
9.健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
17.環境の保全
21.魅力あるまちづくりの推進
(2)成果の向上を目指す施策
6.文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
11.しょうがいしゃの支援
12.支え合いの地域づくりと自立支援
15.地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
16.花と緑と水のある環境づくり
23.下水道の整備・維持・更新
24.商工業振興と観光施策による市域経済力の強化
(3) 現在の成果水準を維持すべき施策
7.生涯学習の環境づくり
8.スポーツの振興
10.高齢期の充実した生活への支援
13.防災体制の充実
14.防犯対策の強化と消費生活環境の整備
18.ごみの減量と適正処理
19.道路の整備と適正管理
20.交通環境の整備
22.地域特性を活かしたまちづくりの推進
25.農業振興と農地保全の推進
(4) 市政の推進を支える施策
1.人権・平和のまちづくりの推進
2.女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
26.変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
27.情報の積極的な発信と共有・保護
28.将来にわたって持続可能な財政運営
29.公共施設マネジメントの推進

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

＜子ども･教育＞

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。令和 5（2023）年 4 月開業のくにたち未来共創拠点矢川プラスでは、多世代が交流しつつまちぐるみで子育てを行う拠点として、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携しながら市の目指す幼児教育のさらなる推進を図る。さらに、学校教育においてはフルインクルーシブ教育の実現に向けて取り組む。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

＜基本施策 3　安心して産み育てられる子育て支援＞

○第 3 次子ども総合計画及び第 2 期子ども・子育て事業計画を統合した新たな子育て支援施策に関する計画の策定に向けた検討を進める。

○少子化の急速な進行を受け、一部の施設に定員割れが発生している状況も踏まえ、今後の出生数や保育ニーズの動向を注視しつつ、認定こども園化の支援を含めた今後の保育幼児教育施設運営について、検討を進める。

○全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を有する子ども家庭センターの設置に伴い、児童福祉と母子保健の支援体制の構築と連携強化に努める。

○医療・保健・福祉・教育・療育の連携を目指した医ケア児の支援体制の構築を図るための検討を進める。

○くにたち未来子どもの夢・未来事業団との発達支援事業における連携協定に基づき、広く子どもの発達や支援に関する市民の理解を深める。

○産前産後の身体的、精神的な負担軽減のため、産後ケア事業や要支援家庭へのヘルパー派遣事業を実施・拡充し、産前産後支援の充実を図る。

○令和 7（2025）年 4 月に開設予定の国立駅南口子育ち・子育て応援施設について、施設整備を進めるとともに、管理運営方針の策定を行う。

○くにたち子どもの夢・未来事業団の運営支援を行うとともに、同事業団へ移管された矢川保育園の運営について、民営化による人的・財的効果及び保育内容の評価検証を行う。

＜基本施策 4　すべての子どもが自分らしく生きられる子育ち支援＞

○令和 5（2023）年度中の制定を目指している（仮称）子ども基本条例に基づき、子どもの権利の理解促進に関する機運醸成や更なる子どもの良好な環境づくり

の取組を進める。

○令和 5（2023）年 4 月に開業した矢川プラスにおいて、子育て世代のみに留まらない世代間交流を推進し、まちぐるみ・地域ぐるみで子育て、子育ちを促進する発信の場とする。

○乳幼児期から「非認知能力」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばす幼児教育推進プロジェクトについては、矢川プラス内の幼児教育センターを中心に、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携・協力しながら拡充を目指す。

○矢川プラス内に移設した児童館において、中高生世代や新たなニーズに対する事業を展開するとともに、市内における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方についての方向性を検証する。

○不登校状態にある児童・生徒への支援については、当事者が自身の生き方について多様な選択肢があることを認識し、自身にあった生き方が選択できるようにすることが大切である。そのための家族支援や当事者への訪問支援、居場所支援などについて、教育機関や地域団体とも連携を進めながら展開を図る。

○子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。

○子どもたちが、家庭環境や経済的状況の違いにかかわらず、地域で生きる・育つことができるよう、地域で子ども食堂を運営する団体等を補助するとともに、食材や体験等といった幅広い地域の資源を効果的に子どもたちの育ちに還元していけるよう子ども協議会を中心に資源の循環の在り方・仕組みについて検討する。

＜基本施策 5　学校教育の充実＞

○国立市立小・中学校の学力向上、体力向上を始めとする取組について、引き続き ICT 環境の整備等を進め、学力向上、体力向上の取組を推進する。

○児童・生徒一人当たり 1 台のタブレット PC やデジタル教科書を活用するとともに、端末を家庭に持ち帰る機会を増やすこと等を通して、個別最適な学びなどの次世代の学校教育を実施する。

○しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒もできる限り同じ場で共に学び、成長できる学校教育を目指す「フルインクルーシブ教育」の実現に向けて、モデル的な実践を積み上げつつ、保護者、地域住民及び教員の間で理念や認識の共有を進める。

○学校教育を下支えする施設として令和 5（2023）年 10 月に教育支援室、学校支援室及び就学相談・教育相談室を一か所に統合して開設する国立市総合教育センターを中心に、学校、児童・生徒とその保護者の支援を一体的かつ効果的に実施できるようにするとともに、学校現場における最新のニーズに対応した研究及び研

修の充実を図る。

○発達に課題のある児童・生徒や様々な事情から不登校となる児童・生徒を始めとして、従来型の学校教育では対応しきれない児童・生徒の教育の保障という観点から、学校の教室だけに限らない多様な学びの場の確保について、関連事業との連携を図りながら取組を進める。

○学校と地域住民などが力を合わせ、学校の諸課題に対応し、子どもたちのよりよい環境づくりに取組む「地域とともにある学校」を目指すため、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度まで 3 か年かけて順次、市立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入する。

○国立第二小学校の建替えについては、引き続き新校舎の建設工事を進める。また、他の市立小中学校についても、建替えの時期等について検討を進める。

○学習環境を向上させるため、引き続き非構造部材耐震化対策等工事などの施設整備を進める。

○令和 5（2023）年 8 月 30 日より給食提供を開始するくにたち食育推進・給食ステーションでは、衛生管理を徹底し、安心安全でおいしい給食を提供するとともに、市の食育拠点の一つとして、食育事業をさらに推進する。

○給食費について、物価高騰の影響や家庭の負担等を考慮し、見直しについて検討を行う。

＜健康＞

団塊世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年以降は医療・介護の需要がさらに高まることが予想されることから、先進的に取り組んでいる地域包括ケアシステムを発展させるとともに、だれもが安心して出歩くことのできるまちづくりを進め、全世代の健康づくりを戦略的に推進する。

＜基本施策 9　健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化＞

○これまでの行政の取組を「健康」の視点から捉え直すとともに、令和 5（2023）年度中に策定予定の（仮）健康まちづくりプランに基づき、より良い生活を送るための仕組みをまちに取り入れていくことで、団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和 7（2025）年を目前に控え、伸び続ける医療及び介護の需要を抑制し、市民の健康度を向上させることを目指す。

○令和 6（2024）年度から本格的に運用を開始する予定のデジタル地域通貨のプラットフォームを活用し、健康づくりに関するインセンティブとして健康ポイントを付与し、市民が自発的に運動や健康に資する取組を行う機運を醸成する。

○感染症、生活習慣病、フレイル（虚弱）などを自分の体に引きつけて考え、主体

的に健康悪化予防のための行動が取れるよう、市民のヘルスリテラシー向上に取り組む。

○高齢者の医療、健診、介護情報等を分析し、客観的なデータに基づいた適切な介護予防の取組を実施することにより健康寿命を延伸するよう、保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組む。

○平成 30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づき、医学的処方のみならず、地域とのつながりや活動等の紹介を通じ健康を維持・改善するための「社会的処方」の普及に向けた取組を行う。

＜環境＞

地球温暖化問題に対する国際的な関心は非常に高く、温室効果ガスの削減を一層効果的に進める必要がある。持続可能な社会の実現に向けて、地球環境を次世代に引き継ぐための取組を推進する。

＜基本施策 17　環境の保全＞

○ゼロカーボンシティの実現に向け、令和 5（2023）年度策定の「国立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」に基づき、温室効果ガス削減に向けた対策を推進する。また、同じく策定予定の「地域気候変動適応計画」に基づき、激甚化する災害への備えや熱中症予防など特に夏季の高温対策を推進する。

○民生部門の CO_2 排出抑制に向け、省エネ・創エネ関連設備に対する新たな補助制度の導入や、既存の補助制度の拡充等を行う。

○再生可能エネルギー100%使用電力の導入を推進し、自ら率先的な取組を行う。

○森林環境譲与税を活用し、友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットの取組を行う。

○環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。

＜まちづくり＞

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

＜基本施策 21　魅力あるまちづくりの推進＞

○令和 2（2020）年 4 月に旧国立駅舎が開業した。旧国立駅舎は、その運用につい

て市民や関係者等の意見を聴きながら、にぎわいの交流の拠点、まちの魅力を集約し発信する拠点として活用する。

○国立駅南口周辺地域については、旧国立駅舎周辺の広場空間、円形公園及び南口ロータリーを含めた国立駅南口駅前広場の設計を進める。また、国立駅南口子育ち・子育て応援施設については、令和 7（2025）年 4 月の開設に向けて準備を進める。

○国立駅周辺道路については、国立駅南口駅前広場、東第 1 号線及び西第 1 号線の設計及び整備を進める。

○富士見台地域のまちづくりについては、令和 3（2021）年 5 月に策定した「富士見台地域重点まちづくり構想」に示す「重点プロジェクト」を推進する。

○令和 5（2023）年度に策定予定の「国立市南部地域整備基本計画改定版」に基づき、南部地域の基盤整備を進め、地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして南部地域のまちづくりを推進する。

○「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員 4 メートル未満の狭あい道路整備のための制度を活用して、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。

○健康・医療・福祉のまちづくりの推進のため、ＪＲ南武線の谷保駅から立川駅間の連続立体交差化計画について、事業主体である東京都が令和 5（2023）年度に都市計画の素案を作成した。これに合わせ、市では都市計画道路 3・4・14 号線の整備を推進するとともに、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれる矢川上公園拡充整備並びに矢川駅周辺まちづくりに取り組む。

(2) 成果の向上を目指す施策

＜基本施策 6　文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護＞

○寄贈を受けた旧本田家住宅の貴重な文化財については、保存活用計画を策定し、令和 2（2020）年 3 月には東京都指定文化財に指定された。令和 6（2024）年度に復原工事を進め、開業に向けた準備や周辺地域を含めた復原後の活用に向けた取組を進める。

○市指定文化財である旧国立駅舎を活用して、その歴史を伝え、文化財に親しむことができる展示等を行うとともに、文化・芸術に関する展示やイベントの機会を創出していく。

○国立市文化芸術条例及び国立市文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術施策を推進するため、事業を展開する。

○文化・芸術を通じた人々の活動や交流を促進する「くにたちアートプロジェクト事業」への支援を行う。

○市民が文化芸術とつながる機会を充実させるため、市民団体等が主催する文化芸術イベントに対する支援を行う。

＜基本施策 11　しょうがいしゃの支援＞

○令和 5（2023）年度に策定予定の次期国立市しょうがいしゃ計画及び国立市しょうがい福祉計画に基づき、各種支援施策を推進する。

○市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。

○しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。

○介護人材不足に対応するため、地域参加型介護サポート事業の改善に取り組む。

○令和 5（2023）年 9 月に制定予定の国立市手話言語条例に基づき、手話言語の理解促進のための取組を推進する。

＜基本施策 12　支え合いの地域づくりと自立支援＞

○個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。特に、再犯防止、成年後見制度利用促進等の個別の課題に対し、関連する計画の策定や条例の制定を進めることにより、ソーシャル・インクルージョンの理念のもと、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

○様々な支援団体等と連携し、状況把握及び生活困窮者の自立支援の充実を図る。

○地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会に CSW を 3 名配置している。また、国立市社会福祉協議会では平成 29（2017）年度にひきこもり家族会を立ち上げるなどひきこもりへの支援を行っている。引き続き CSW を配置するとともに、生活困窮者支援と連携し、子どもの貧困対策及び

ひきこもり対策を行う。

○令和 4（2022）年度に策定した国立市第三次地域福祉計画に掲げた施策を推進する。

○住宅確保要配慮者の居住支援に関し、不動産事業者等との連絡会を活用しつつ、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進める。

＜基本施策 15　地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進＞

○地域コミュニティの活性化、多文化共生社会の実現に向け、取組の更なる充実を目指す。

○社会的孤立や災害時対応など、地域の支え合いが必要な様々な地域の課題に対応できるように、社会福祉協議会と連携し、地域活動を支援するとともに、地域活動主体間の連携を促進する。

○市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、協働の取組を推進するとともに、地域課題解決の担い手としてのソーシャルビジネス支援の検討を行う。

＜基本施策 16　花と緑と水のある環境づくり＞

○「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。

○令和元（2019）年度に策定した「大学通り緑地帯　桜の管理方針」に基づき、維持管理に努めるとともに市民への周知を図り、大学通り緑地帯全体の維持管理・活用の全体方針を策定する。

○中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を定める「国立市緑の基本計画」の改訂を行う。

○令和元（2019）年度に定めた崖線の維持管理方針に基づき、適正な維持管理を進める。

○老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図る。

○雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養域調査の結果を活用しながら地下水のかん養に取り組む。

○施設の老朽化が進む公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、公園トイレの洋式化を始めとする施設更新を進める。

＜基本施策 23　下水道の整備・維持・更新＞

○令和元（2019）年度に策定した「国立市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、第 1 期分の改築工事を実施するほか、南部中継ポンプ場の施設の改築、修

繕及び維持管理を行う。

○令和 2（2020）年 4 月 1 日から下水道事業は地方公営企業会計に移行した。これに伴い、安定的な下水道事業の継続を図るため、令和 2（2020）年度に策定した「国立市下水道事業経営戦略」に基づく事業運営を行う。

○全国各地で豪雨災害が多発していることを受け、今後起こりうる集中豪雨等による被害を軽減させるため、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定めることを目的として、「国立市雨水管理総合計画」を策定する。

＜基本施策 24　商工業振興と観光施策による市域経済力の強化＞

○再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。

○伴走型の中小企業支援として、売上向上に向けたコンサルティングをワンストップで行う、「くにたちビジネスサポートセンターKuni-Biz」を中心に市内中小企業の支援を行う。

○市内商工・観光関連団体を支援し、各団体と連携して市内経済の活性化を図る。

○令和 2（2020）年度に設置した国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコミッション事業を通じ、市内外からの興味、関心を集めるとともに、実際に市を訪れる人数の増加を図る。

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

＜基本施策 7　生涯学習の環境づくり＞

○国立市生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。

○しょうがいしゃや生活者としての外国人の社会参加を促進する講座を拡充し、生涯学習を通じたソーシャル・インクルージョンを推進する。

○公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上を図る。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施する。

○令和 5（2023）年度に策定する第四次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行う。

○令和 6（2024）年 5 月に 50 周年を迎える中央図書館では、周年事業として様々なイベントを実施し、市民の生涯学習と文化的発展を支援する。

＜基本施策 8　スポーツの振興＞

○身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組むほか、誰もが遊び、運動することができるよう、公園への健康遊具やインクルーシブ遊具の設置及び管理に取り組む。

○くにたち文化・スポーツ振興財団、国立市体育協会、地域スポーツクラブ「くにたちエール」などと、地域におけるスポーツの振興を図る。

＜基本施策 10　高齢期の充実した生活への支援＞

○住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを発展させていく必要がある。医療と介護の連携はもちろんのこと、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの取組を進める。

○平成 30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づいて施策を展開する。

○令和 5（2023）年度に策定する第 9 期介護保険事業計画、第 7 次高齢者保健福祉計画に沿って各事業に取り組む。

＜基本施策 13　防災体制の充実＞

○「国立市総合防災計画」、「国土強靭化地域計画」及び「減災対策推進アクションプラン」に基づき、防災・減災対策を推進する。

○国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の確保を進める。

○国立市耐震改修促進計画及び国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基に、木造住宅等の耐震化を促進する。

○平成 30（2018）年度に避難行動要支援者名簿システムを導入したが、個別支援計

画の作成を含めた実効的な避難支援体制の構築を早急に進める必要がある。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生する。こうした被災者に対しては、避難所や医療の提供、医薬品の確保等、多くの課題が存在する。これらの課題に対応するため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。

○災害時における避難所運営において、新型コロナウイルス感染症等の感染防止策を講じる必要があることから、その運営方法について訓練を行う。

＜基本施策 14　防犯対策の強化と消費生活環境の整備＞

○高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、立川警察署や国立市防犯協会等の関係機関と連携を強化するとともに、効果的な対策を推進する。

○市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるようにするため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

＜基本施策 18　ごみの減量と適正処理＞

○ＥＰＲを柱とした５Ｒを推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す。

○家庭系ごみ及び事業系ごみの適正排出及び再資源化を促進する。

○食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減の取組を推進する。

＜基本施策 19　道路の整備と適正管理＞

○国立駅周辺の道路等については、国立駅南口駅前広場、東第 1 号線及び西第 1 号線の設計及び整備を進める。

○都市計画道路 3・4・8 号線の整備について、関連する都市計画道路事業の進捗に合わせ事業を進める。

○道路等長期修繕計画に基づき、計画的に整備を行う。

＜基本施策 20　交通環境の整備＞

○交通安全計画に基づき計画的に交通安全対策を推進する。

○自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、自転車安全利用促進計画に基づき、自転車活用事業の推進及び自転車通行環境の改善を進める。

○市民の移動手段の実情や交通に関して不便を感じている方の規模、需要等についての把握に努め、対応策の検討を行う。

＜基本施策 22　地域特性を活かしたまちづくりの推進＞

○宅地化や都市計画事業が進捗した地域において、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針をもとに住民の合意形成を図りながら、用途地域等の見直しを行っていく。

○現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させていくため、令和元（2019）年度に改訂した国立市景観づくり基本計画に基づき、大学通り沿道地区（商業・業務地区）の重点地区指定に向けた取組を進める。

○国立の景観特性に基づいた良好な景観を誘導するための手引きとして、建築物や広告物における景観づくりの基準や考え方を整理した景観づくりガイドラインの策定を行う。

○地域の特性を活かした住みよいまちづくりを実現するために、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画の策定に向けた取組を進める。

○令和 2（2020）年度に特定空家等の認定基準を制定したが、空家等対策計画の策定を含め空き家の適正管理の指導を強化し、空き家の発生を抑制する。

＜基本施策 25　農業振興と農地保全の推進＞

○平成 29（2017）年 3 月策定の第 3 次農業振興計画にて決定した優先テーマについて、令和 3（2021）年度に行った中間見直しを踏まえつつ、順次取り組んでいく。

○市民へのくにたち産野菜の PR を通して販売促進を図り、市内事業者等と連携しながら地産地消の取組を推進する。

(4) 市政の推進を支える施策

＜基本施策１　人権・平和のまちづくりの推進＞

○令和 5（2023）年度策定予定の「(仮) 人権平和基本方針」を基に、人権・平和のまちづくりの取組をさらに推進する。

○総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権オンブズマンでは子どもが相談しやすい体制づくりを検討する。

○「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会を提供する。

○多摩地域における平和文化の振興のため、平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議を開催する。

＜基本施策２　女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現＞

○「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に関し、市民、教育関係者、企業に対して理解促進を図る。

○第 6 次男女平等・男女共同計画推進計画に基づき、施策の推進を図る。

○「くにたち男女平等参画ステーション　パラソル」において、市民のニーズを捉えた相談事業及び啓発事業を実施する。

○DV 被害者支援施策について、被害者の個人情報管理体制、加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有及び支援の強化を徹底する。

○令和 4（2022）年 5 月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画を策定し、女性パーソナルサポート事業等の、困難な課題を持つ女性の自立支援策を充実させていく。

＜基本施策 26　変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営＞

○令和 4（2022）年 7 月施行の組織改正による新たな体制の下、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和 3（2021）年 11 月に修正した第 5 期基本構想第 2 次基本計画に基づいた行政運営を行う。

○施策横断的な取組として、令和 5（2023）年度に策定予定の食のまちづくり推進計画に基づく事業を展開する。

○国立市行財政改革プラン 2027 に基づき、行政改革の観点から AI・RPA 等のデジタル技術を積極的に活用するなど、行政手続のデジタル化・オンライン化の検討を中心に各取組を推進する。

○令和 4（2022）年度に見直しを行った「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、引き続き定員管理及び時間外勤務の適正化を進める。

○令和 2（2020）年度に改定した人材育成基本方針に基づき、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行う。

○国の進める自治体情報システムの標準化・共通化に対応し、令和７（2025）年度末までに 20 の業務システムを標準準拠システムに移行するため、令和４（2022）年度に策定した計画に基づき庁内の情報システムの調達準備を進める。また、「国立市 DX 推進計画」に基づき、個人情報保護の徹底やデジタル・ディバイドへの配慮を十分に行った上で、行政手続のデジタル化・オンライン化を中心とした「自治体 DX」に取り組んでいく。

○まちの活性化、健康まちづくりの推進やボランティア育成等のための新たなツールの一つとして、デジタル地域通貨の本格実施及び普及促進に取り組む。

○北秋田市、イタリア共和国ルッカ市との都市間交流については、今後、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識、文化・芸術振興及び産業振興等に資するため、具体的な交流事業を検討・実施する。

○持続可能な行政運営を行うため、デジタル化の推進、必要な設備や人員の配置、職員の勤務体系や内部制度の構築を実施し、危機対応力を向上させるとともに行政機能を維持する。

＜基本施策 27　情報の積極的な発信と共有・保護＞

○ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。

○X（旧ツイッター）、LINE、YouTube 等 SNS のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する。

○国立新書シリーズの配布、販売を通じ、市の取組をシティプロモーションの観点から効果的に PR し、市全体のイメージ向上とシビックプライドの醸成を図る。

○各課で保有している行政データをオープンデータとして整理し、広く公開していく。

＜基本施策 28　将来にわたって持続可能な財政運営＞

○物価高騰等の影響を踏まえた予算編成を行うとともに、さらなる財政健全化の取組を検討する。

○令和 4（2022）年度に見直しを行った「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。

○都の国保運営方針改定の影響への対応を含め、国保財政健全化計画書に基づき計画的に赤字解消を実行する。

○新地方公会計制度に則った財務諸表のさらなる活用を行う。

○適正な市税等徴収業務を行うとともに、市債権についても「地方自治法」、「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。

○電子申告及び地方税共通納税のさらなる推進を行う。

＜基本施策 29　公共施設マネジメントの推進＞

○公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」、「道路等長期修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」、「学校施設整備基本方針」、「公共施設再編計画」について、関連する政策等と連携しながら、計画を基にした取組を進める。

○公共建築物やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、公募型市場調査など広く民間事業者の考えを聴く機会や、ノウハウ等を活かせる環境づくりなど公民連携の推進を図り、財源の創出やコストの縮減、市民サービスの向上へ向けた取組を進める。

○「富士見台地域重点まちづくり構想」を踏まえ、市役所本庁舎を始めとした公共施設の再編について、方向性等の検討を進める。

○公共施設の建替えや複合化等に伴い生じる資産の有効活用についての検討を進め、可能な取組から速やかに実行する。

第６　令和６(2024)～令和９(2027)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第５期基本構想及び同構想第２次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和６（2024）年度から令和９（2027）年度までの４か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

①　計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

②　毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

③　経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

④　本経営方針に基づき、4か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

⑤　今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

①　下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

イ．本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業の見直しをあわせて行うことのできる事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策として必要な事業

オ．その他、真に必要な政策性のある事業

②　計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャルインクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。

③　事業目的を効果的･効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、

中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

④　財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、社会経済状況の見通しが不透明であることから当面の歳入減と歳出増のリスクを考慮する必要があるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。

⑤　計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。

⑥　人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。

⑦　行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、国立市行財政改革プラン 2027 に示す取組みを積極的に推進すること。

⑧　新規計画事業の予算については、実施計画として採択されたものにつき各年度当初予算に計上することを原則とし、計画事業相当の事業について年度途中の補正予算で対応するものは法令や国・都制度の改正等によるものや、真に緊急やむを得ない場合に限るものであること。

⑨　上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

ア．行政、市民、NPO 等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

イ．受益と負担の均衡に配慮すること。

ウ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

【図１　決算額の推移（一般会計）】

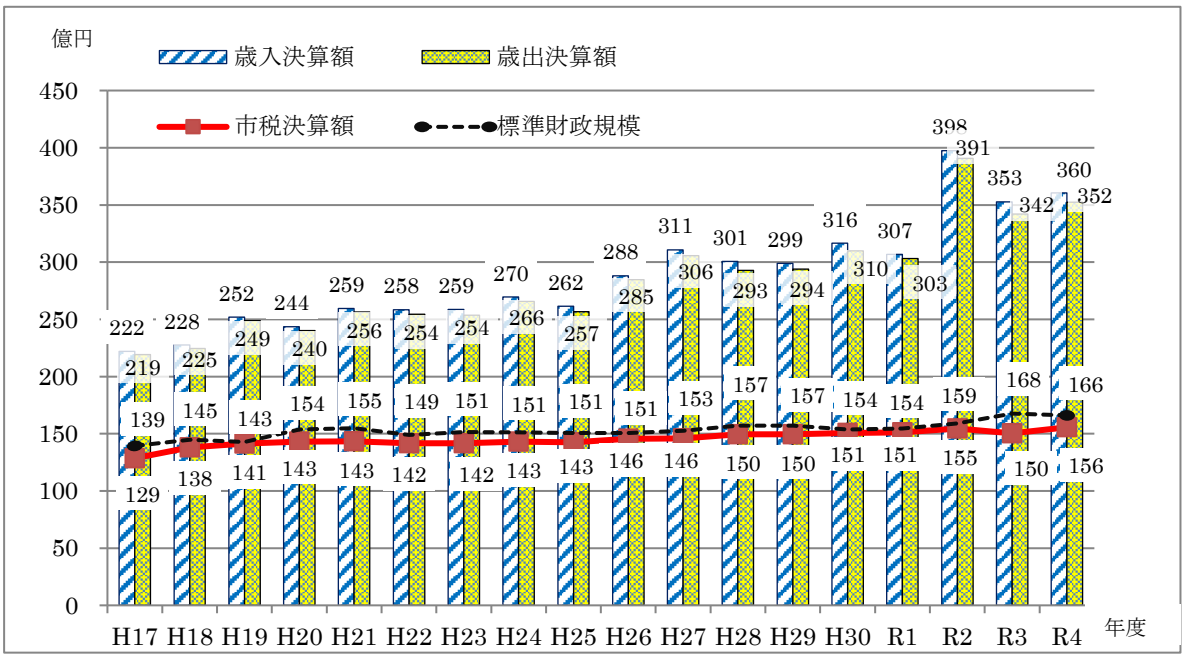

【図２　経常収支比率の推移】

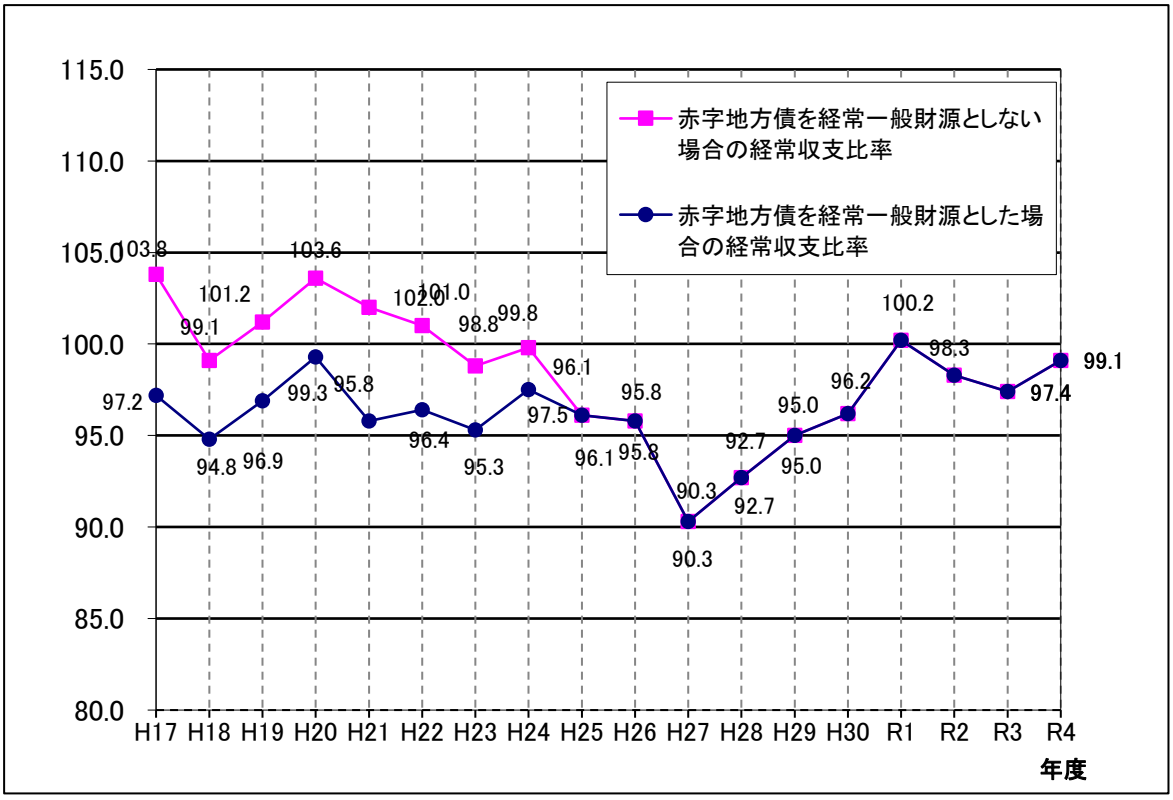

【図３　地方債残高の推移】

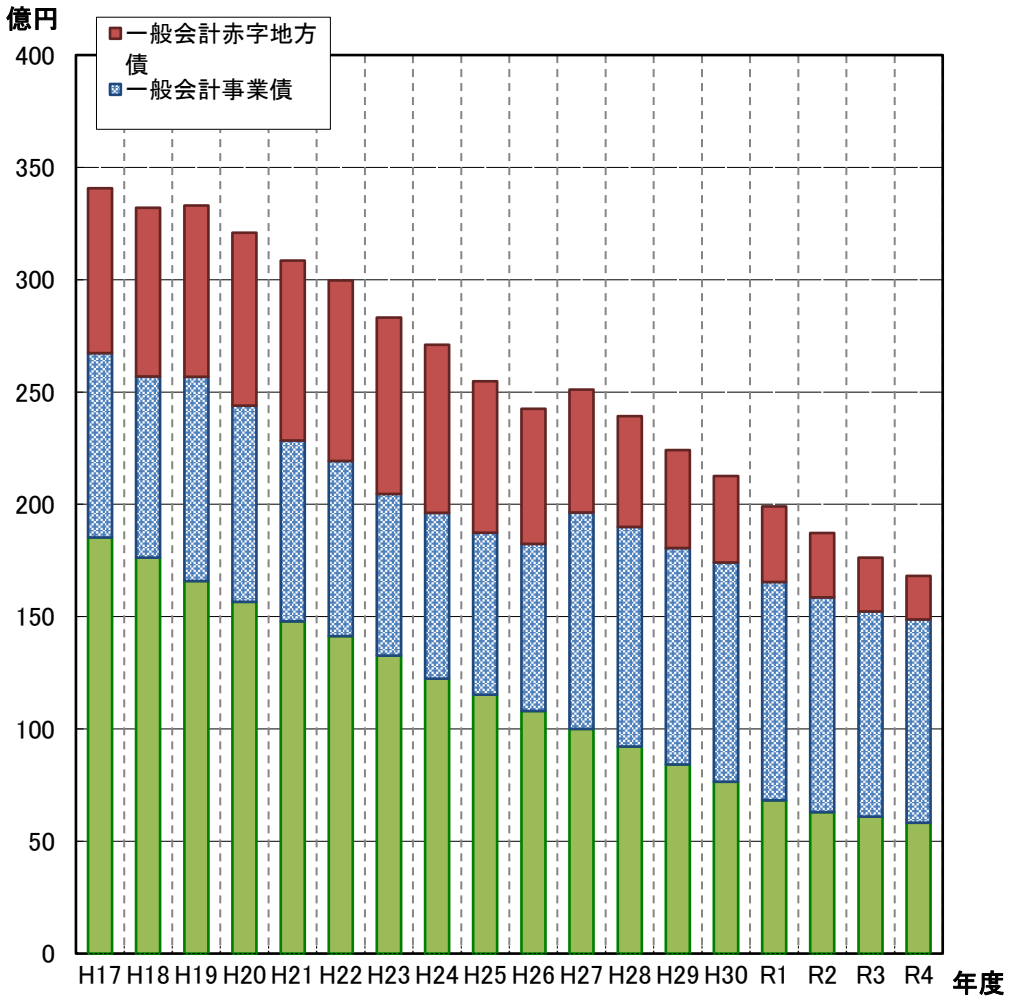

【図４　基金残高の推移】

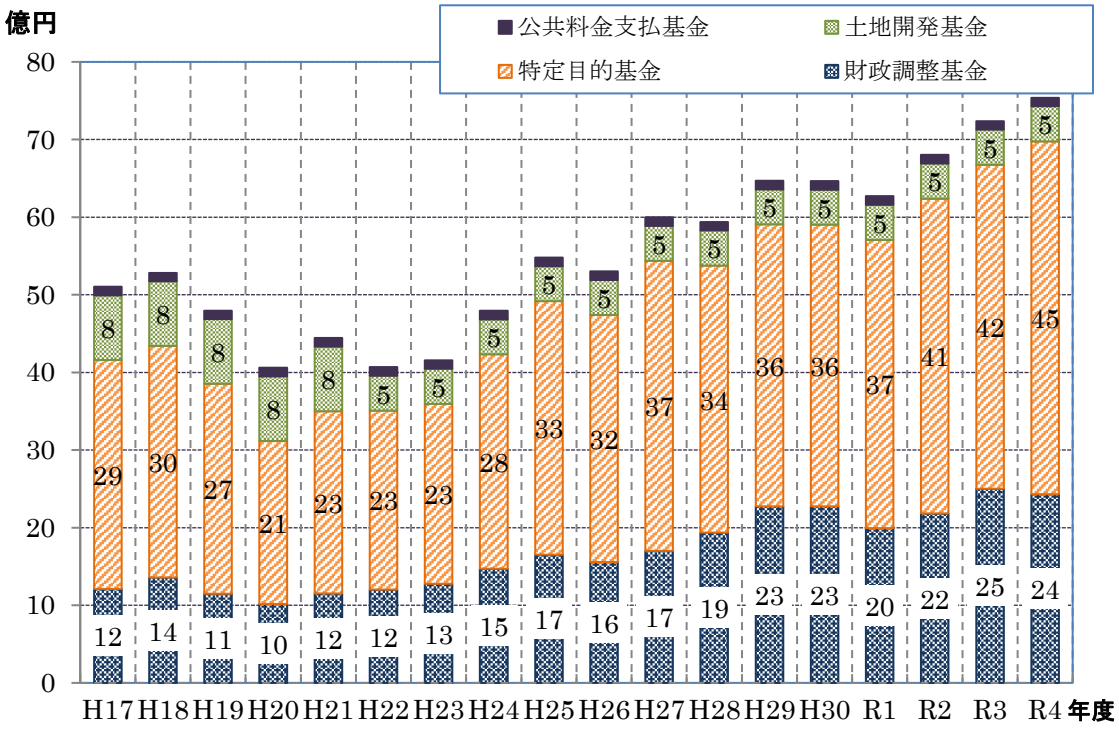

【行政経営方針策定の経過】

日　時	内　容
令和５年４月	【事務事業評価】 〇各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和５年５月３０日 ～６月２１日	【施策評価】 〇基本計画に定められている全２９施策について施策ごとに令和４年度の評価及び今後の方向性について、施策統括課長が施策マネジメントシートを作成することにより施策評価を実施した。
令和５年８月４日	【施策優先度評価会議】 〇施策評価の結果を受け、各施策の方向性及び令和６年度の重点施策について議論を行った。 〇会議出席者：理事者及び部長職
令和５年８月２４日	【庁議】 〇行政経営方針（案）の審議を行った。
令和５年８月２８日	【決定】 〇庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。